

9 飯能市

建設工事	土木	建築	設計	維持	管理	書類名	摘要
						1 委任状 (様式C-5)	・代理人を置く事業者が申請する場合
						2 市税に未納の税額がないことの証明書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する事業所 (本店、支店、営業所等) の所在地が、飯能市内の場合に提出してください。 ・申請日前3ヶ月以内に飯能市が発行したものを提出してください。 <p>新型コロナウイルス感染症等の影響等による猶予制度の適用を受けており、市税に未納税額のないことの証明書の提出ができない場合は、徴収猶予許可通知書 (写し) を提出してください。</p>
			-	-		3 経営事項審査の総合評価値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの (総合評価値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)
			-	-		4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 <写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書 (証明書) を提出してください。 <p>3と許可番号・許可区分 (般・特) が違う場合は3に該当する許可通知書 (証明書) も添付してください。</p> <p>電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。</p>
			-	-		5 建設業許可申請書 (様式第1号) 及び営業所一覧表 (別紙二) の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効な全ての業種・許可区分 (般・特) を含む申請書類を提出してください。 (新規・更新、業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 <p>更新中の場合は、更新前の許可通知書 (証明書) と更新申請書 (行政庁の受理印のある) の写しを提出してください。</p> <p>建設業許可の申請内容 (商号・代表者・所在地・業種・使用人等) に変更があった場合は建設業許可の変更届出書 (様式第22号の2) ・廃業届 (様式第22号の4) (行政庁の受理印のある) の写しも提出してください。</p> <p>電子申請で収受印が無い場合はJ C I Pの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。</p>

【飯能市提出書類】の問合せ先
 飯能市 企画総務部 契約検査課 契約・用度担当
 TEL : 042 - 973 - 2480 FAX : 042 - 974 - 6770